

一般社団法人 日本作業療法士協会  
賛助会員規程

1982年3月14日

1993年6月9日

2015年12月19日

2019年10月19日

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本作業療法士協会（以下「本会」という。）定款第5条第2号に基づく賛助会員について、その入退会、会費、特典等について定めることを目的とする。

(入会)

第2条 本会の目的に賛同し、これを援助するために本会の賛助会員になろうとする個人又は法人は、定款第6条第2項に基づく申込みを行うために、次に示す書類を会長に提出し、理事会の承認を経なければならない。

1) 個人会員

- (1) 定款施行規則別記第2号様式の入会申込書
- (2) 履歴書

2) 法人会員

- (1) 定款施行規則別記第2号様式の入会申込書
- (2) 定款
- (3) 法人の規模・体制・事業・沿革等を示す書類（会社案内等）

2 理事会の承認を経た個人又は法人は、協会の請求に応じて、第3条に示す会費を支払うこととし、この入金の確認をもって賛助会員の資格を取得するものとする。

(会費)

第3条 賛助会員の会費は、A会員、B会員、C会員に区分し、その各々の金額を次のとおり定める。

- |     |                        |
|-----|------------------------|
| A会員 | 年額20万円以上（1口 1万円で20口以上） |
| B会員 | 年額10万円以上（1口 1万円で10口以上） |
| C会員 | 年額2万円以上（1口 1万円で2口以上）   |

2 賛助会員は、この3区分のいずれでも任意に選択することができ、また当該年度の前年度末までに申し出があれば年度単位で区分を変更することもできることとする。

3 会費の納入は、新入会時を除き、原則として当該年度の6月末日までとする。

(特典)

第4条 賛助会員である個人又は法人は、次の特典を受けることができる。

- (1) 作業療法に関する設備、機器等の開発、改良、情報収集等を行う場合には、本会から指導、助言を受けることができる。
- (2) 本会が主催する学会、研修会等で展示設備のある場合には、次の展示空間を無償

で利用することができる。

A 会員 2 展示区分

B 会員 1 展示区分

但し、学会運営事務局が手配する仕切りや看板等の設備、電気工事等にかかるオプション料金及び終了後の撤去費用は、当該賛助会員の負担とし、学会運営事務局から請求する。また、展示空間内において当該賛助会員が独自に行う各種設営にかかる実費は、当該賛助会員の負担とする。

(3) 本会が発行する学会プログラム集に広告を掲載する場合は、掲載料金につき次の特典を受ける。

A 会員 5 割引

B 会員 3 割引

C 会員 1 割引

(募金の制限)

第 5 条 本会は、本会が主催する学会、研修会等に際し、賛助会員に寄付を求めないことを原則とする。

(任意退会)

第 6 条 賛助会員の退会は、定款施行規則第 11 条に準じるものとし、同規則別記第 3 号様式の退会届を会長に提出することによるものとする。

(会員資格の喪失)

第 7 条 在籍した年度の終了日までに当該年度会費の納入がなかった賛助会員は、翌年度の終了日をもって会員資格を喪失する。

(規程の変更)

第 8 条 この規程の変更は、理事会の議決によらなければならない。

## 附 則

1. この規程は、1982 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規程は、1993 年 7 月 1 日から一部改正により施行する。
3. この規程は、2015 年 12 月 19 日から一部改正により施行する。
4. この規程は、2019 年 10 月 19 日から一部改正により施行する。